

議長、ありがとうございます。

みなさまご存じのとおり、トラフィックは 20 年以上にわたり、野生生物の違法取引の問題に取り組んでおります。その中には、野生生物犯罪に対し、どんな罰則が十分なものであるかということについて、世界各地で各国の司法組織に対する専門的なアドバイスを提供することも含まれています。

RFMO にとって、最も重要な問題は、加盟国が自国の漁獲量を的確に報告するという点です。もしそれを怠ってしまえば、IUU、無報告漁業ということになります。RFMO は、報告もれに対する適切、十分な罰則を設けるだけでなく、著しい IUU、無報告漁業が起こった場合に、加盟国に対し効果的な罰則を科すことについて、あらかじめ備えておく必要があります。

IUU 無報告漁業に対する罰則の一つには、配分量の削減を課すことが含まれるべきです。また、それはその行為により発生した漁業資源へのダメージを十分に回復させ、そして、他の加盟国が同様な行動をとることを抑止するため、時間的、量的にも厳格なものである必要があります。これは、ミナミマグロ資源の管理にも明らかにあてはまるものです。

そこで、私たちは、2006 年に委員会が言及した、日本による著しい過剰漁獲に対して科されたペナルティーをどのように解釈すべきかどうかについて委員長に明らかにしていただけたらと考えております。その後、日本のミナミマグロの配分量は削減され、これまでの 7 年間で、推定された IUU 過剰漁獲量の約 10% が払い戻された計算になります。

今年の委員会の会合において、もし日本の配分量が増加となるのであれば、過剰漁獲の 10% を返すことが、効果的な罰則であるということになります。私たちは、一般的に、罰則は最低限、金銭的な罰則、及び、あるいは、過剰漁獲の 100% の払い戻しであるべきであると考えます。それ以下のものは、行為に対し釣り合いのとれた罰則とはならず、また、他の国による今後の IUU 活動に対する効果的な抑止にはならないと考えます。

そこで、委員長、日本に対してどのような罰則が科されたのか、あるいは今も科されているのかというのを明らかにしていただけますでしょうか。また、二点目といたしまして、委員会は、IUU 船舶の登録を採択することを検討しています。この登録について、日本は、以前の過剰漁獲に関与し、責任を有する船舶、所有者、操業者の詳細すべてに関する届け出を求められることとなるのでしょうか。

議長、ありがとうございます。